

令和5年度 町税等の納期限一覧

【税金・料金等は納期内の納付をお願いします】

月分	納期限 および 口座振替日	町 税				保険料		利用料・使用料・負担金									
		町県民税	固定資産税	軽自動車税(種別割)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料(普通徴収)	介護保険料(普通徴収)	介護予防支援事業利用料	保育料延長保育料	副食費	町営住宅使用料	住宅駐車場使用料	下水道負担金	上水道料金 下水道使用料	農集排使用料	個別排水使用料	
4	5月 1日(月)		1期				○	○	○	○	○		一般・大口	○	○		
5	5月31日(水)		1期				○	○	○	○	○		大口				
6	6月30日(金)	1期			1期		○	○	○	○	○		一般・大口	○	○		
7	7月31日(月)		2期		2期	1期	○	○	○	○	○	1期	大口				
8	8月31日(木)		2期		3期	2期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○		
9	10月 2日(月)		3期		4期	3期	○	○	○	○	○	2期	大口				
10	10月31日(火)		3期		5期	4期	○	○	○	○	○		一般・大口	○	○		
11	11月30日(木)		4期		6期	5期	○	○	○	○	○		大口				
12	12月25日(月)		4期		7期	6期	○	○	○	○	○	3期	一般・大口	○	○		
1	1月31日(水)				8期	7期	○	○	○	○	○		大口				
2	2月29日(木)				9期	8期	○	○	○	○	○	4期	一般・大口	○	○		
3	4月 1日(月)				10期	9期	○	○	○	○	○		大口				
問い合わせ先		税務課 (32) 3126		保健福祉課 (31) 2512		町民課 (32) 3114		建設水道課 (32) 3129									

注1. 上水道料金は御代田小沼水道料金です。
佐久水道管内の料金は佐久水道企業団(0267(62)4085)へ直接お問い合わせください。
注2. 下水道使用料は公共下水道使用料および特定環境保全公共下水道使用料です。

督促状(催告書)が届いた場合は 必ず督促状(催告書)での納付をお願いします

納期までに税が未納であった場合、法律等の規定により納期から20日以内に督促状を発送しなければなりません。町では、これに基づき基本として納期から20日後に督促状を発送しています。督促状が届きましたら督促状により税等の納付をお願いします。4月からの地方税統一QRコードの導入に伴い、今後、当初の納税通知書を用いて納付する場合、金融機関窓口での督促手数料加算ができません。つきましては、督促状が届きましたら、行き違いの場合を除き、必ず督促

状手数料100円が加算された督促状により納付いただきますようお願いいたします。納期内等までに納付した方との不公平が生じてしまうことから、**税の公平性確保のため**、ご理解ご協力をお願いします。各種料金も同様に、金融機関窓口での督促手数料加算ができません。督促状が届きましたら、行き違いの場合を除き、必ず督促状での納付をお願いします。また、督促後も未納である場合は、催告書を発送します。その場合は催告書での納付をお願いします。

■御代田町町税条例(督促手数料)

第21条 徴税吏員は、督促状を発送した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、これを徴収しない。

※納期から20日後が土・日曜日、祝・祭日の場合、督促状の発送は前倒しとなります。

【督促状の行き違いについて、ご容赦願います】

税金や料金を納付した場合、町へデータが届き処理するまでに一週間程度を要します。納期から19日後以内までに納付いただいた場合には、データ処理が間に合わず、督促状を発送する場合があります。既に納付済みであるにも関わらず、督促状が届いた場合には、行き違いですので破棄をお願いします。ご理解ご協力をお願いします。

町税の納付方法が拡充されます

4月から、次の税目において、新たに地方税統一QRコードを利用した納付が可能となります。納付書には新たに「eLマーク」「eL-QR」「eL番号」が印字されます。

- ①町県民税(普通徴収) ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税(種別割) ④国民健康保険税(普通徴収)

【各種納付方法】

- 対応の各種スマホ決済アプリで直接「eL-QR」を読み取って納付
- 地方税お支払いサイトでのクレジットカード払い(利用料がかかります)
- 地方税お支払いサイトでのインターネットバンキング納付
- 地方税お支払いサイトでのダイレクト方式による口座振替
金融機関の口座を利用し、引き落とし日を指定しての直接納付(納期内に限る)
- 地方税お支払いサイトでページー番号を発行し、ATM等での納付
- 各種金融機関窓口での納付
納付書裏面に記載の町指定金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関での納付が可能です。
全国のQRコード対応金融機関は、次のホームページで確認できます。
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



共通納税対応金融機関

地方税統一QRコードを利用して電子納付してみよう!

- 1 納付書を準備して、地方税お支払いサイトにアクセスします。
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>
- 2 カメラまたはQRコードリーダーを用いて「eL-QRコード」を読み取ります。
また、「eL番号」を直接入力する方法があります。
※対応の決済アプリで直接QRコードを読み込む方法もあります。
- 3 支払方法を選択して納付します。



※詳しくは、地方税お支払いサイトをご覧ください。 [地方税お支払いサイト](#)

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

問い合わせ先 税務課収税係(32)3126